

## 新塩尻市立平出博物館 基本計画策定者選定 審査委員会設置要領

令和3年 8 月 5 日

### (設置)

第1条 新塩尻市立平出博物館の基本計画策定業務を行う事業者をプロポーザル方式により選定するにあたり、専門的かつ公正な審査を行うため、新塩尻市立平出博物館基本計画策定者選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、計画策定者の選定に関する次に掲げる事項を検討及び審議し、並びにプロポーザルに参加した事業者及びその提案内容等を審査し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 審査方法に関すること。
- (2) 評価基準に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、基本計画策定者の選定に関し必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、学識経験を有する者及び行政関係者から、市長が委嘱する委員5名以内で組織する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の規定による報告を行う日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員会以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 委員会は、中立かつ公正な審査・評価を行うため非公開とする。ただし、委員会が認めた場合はこの限りでない。
- 6 委員会における資料及び会議録は、委員会が定める方法により公開する。

### (守秘義務等)

第7条 委員は、職務上知り得た情報（市又は委員会が公表した情報を除く。）を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 委員は、在任中、プロポーザルに参加した事業者の役員となり、又は関連する職務に従事してはならない。

**(事務局)**

第8条 委員会の事務局は、生涯学習部平出博物館において処理する。

**(委任)**

第9条 この要領の適用に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和3年8月5日から適用する。
- 2 この要領は、計画者との契約締結が完了した日をもって廃止する。

以上